

作成例

添付資料 1

侵害の事実を疎明するための資料

【絵画】

<この作成例は、あくまで参考であり、権利侵害の実状に合わせてご作成ください>

認定手続を執るべきことを申し立てる貨物（以下「対象品」という）が、関税法第69条の11第1項第9号に掲げる著作権を侵害する物品に該当し、輸入してはならない貨物であることについて、以下のとおり具体的に疎明する。

1. 著作者・著作物の特定（創作性の説明を含む）

（1）著作者・著作物について

申立人である●●氏は、絵本作家であり、絵本『●●●●』の著作者である。本件輸入差止に係る著作物は、同氏が令和●年に絵本『●●●●』に登場するキャラクター『カスタムくん』のイラスト（以下『本件著作物』という）として創作した、美術の著作物である。



「カスタムくん」

（2）本件著作物の特徴

本件著作物は、体全体を曲線的に描いた犬をモチーフとしたキャラクターのイラストである。具体的には肩口に付く垂れた耳をもち、細く均一な眉毛、白い瞳を有する丸い目、やや楕円形の鼻で顔が表現され、胸元には『カスタムくん』の『カスタム』の英語表記『CUSTOM』の頭文字『C』のマークを付けている点を特徴とする。

曲線的な体形でやさしさ、親しみやすさ、また凜々しい瞳から毅然とした姿勢を表現したキャラクターのイラストは他に類を見ず、著作者の思想・感情が創作的に表現されていると言える。

本件著作物は、上記1.（1）に掲載したイラスト（の態様）は一例であり、本件著作物であるイラストには、P.6「イラストのバリエーションの態様」とおり、バリエーションの態様（で描かれるもの）も含まれる。

2. 著作権法で保護される著作物であることの主張

本件著作物は、上記1. (2) で述べた通りの特徴を有し、著作者の思想・感情が創作的に表現されていることから、著作権法第2条第1項第1号にいう著作物に該当し、同法第10条第1項第4号に規定される美術の著作物である。

本件著作物の著作者である●●氏は日本国民であるため、著作権法第6条第1号により、日本の著作権法による保護を受ける。また、本件著作物を含む絵本『●●●●』は、令和●年●月●日、株式会社●●によって、日本で最初に発行されており、同条第2号によても保護を受ける。

(別添2 絵本『●●●●』の奥書の写し参照)

3. 著作権者の特定

本件著作物の著作権は、申立人である●●氏が保有している。

4. 申立人が著作権を有するに至った経緯

※著作権について、著作物の創作による原始取得、職務著作によるもの、又は譲渡等による権利取得など、申立人が著作権を有するに至った経緯を記載して下さい。

(原始取得の例)

本件著作物は、上記1. で記載したとおり、●●氏が著作者であり、著作権法第17条により著作権を有する。(別添● 「●●●●」の写し)

※著作権者として交わした契約書や、創作過程を確認できる資料など、著作権者であることを客観的に確認できる資料(一部黒塗り可)について、ご提出をお願いしております。

(職務著作の例)

本件著作物は、

- (ア) 法人等の発意に基づくこと
- (イ) 業務に従事する者が作成したこと
- (ウ) 職務上作成したこと
- (エ) 自己の著作の名義の下に公表すること
- (オ) 作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないことを満たし(※上記、それぞれの要件を満たす理由を記載願います。)、職務著作の規定(著作権法15条1項)により、本件著作物の著作者は、当社である。

以上から、当社は本件著作物の著作権を有する。(著作権法第17条)

※ (ア) ~ (オ)について、それぞれ要件を満たすことへの説明をお願いします。

(譲渡による権利取得の例)

本件著作物に係る著作権は、令和●年●月●日、本件著作物の著作者との●●契約により、著作権法第21条から同法第28条までの権利の譲渡を受けた。

※契約書の記載内容にそって、ご記載ください。

※契約書の写し（一部黒塗り可）など、客観的資料の提出をお願いしております。

5. 対象品について

(1) 対象品の特定

対象品は、正当な権原・理由なく、本件著作物に依拠して複製又は翻案されたイ号イラストを使用した「衣類」である。

なお、イ号イラストは上記1. (2)で挙げた特徴を有するものである。下記写真的物品（以下「本件物品」という）は、対象品の一例である。

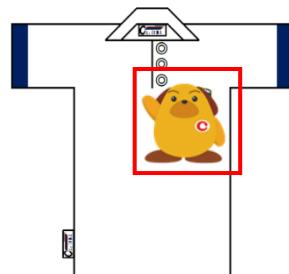
(2) 対象品の販売状況と輸入の可能性

本件物品は中国のECサイトで流通しているものであり、本件物品以外にも衣類に属する様々な物品が外国で製造・販売されている可能性が高い。したがって、対象品は、本邦への輸入が見込まれるものである。

【本件著作物】



【イ号イラスト（朱枠部分）を使用した衣類】



6. 本件物品が本件著作物に係る著作権を侵害すると認める理由

本件物品は対象品の一例であるから、以下のとおり本件物品をもとに疎明する。

(1) 同一性又は類似性について

上記、イ号イラストは、本件著作物の特徴（肩口に付く垂れた耳をもち、細く均一な眉毛、白い瞳を有する丸い目、やや橢円形の鼻で顔が表現され、胸元には『カスタムくん』の『カスタム』の英語表記『CUSTOM』の頭文字『C』のマークを付けている）を有しており、本件著作物の表現上の本質的特徴を直接感得することができるところから、同一性又は類似性が認められる。

(2) 依拠性について

本件著作物は、●●●●の理由により、周知・著名性が認められること、また、イ号イラストは、本件著作物とほぼ同一と言えるほど酷似していることから、独自に創作されたものとは到底考えられず、本件著作物に依拠したものと言える。

※キャラクターネームや、絵本のタイトルが物品本体に記載されている、またはタグがつけられているといったことがあれば、その点も依拠を推認する根拠となります。

(3) 利用行為について（複製または翻案）

上記6. (1) 及び (2) から、イ号イラストは、本件著作物と同一性（または類似性）を有し、かつ本件著作物に依拠して複製されたものである。

また、仮にイ号イラストが有する相違点に創作性が認められたとしても、イ号イラストに接する者は、本件著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できることから、イ号イラストは、本件著作物を翻案したものと言える。

(4) 偽造品であることについて

申立人は、外国において、いかなる法人ないし個人に対しても本件著作物の利用を許諾していない。また、本件物品は、無許諾複製物であり、偽造品である。

※本件著作物と本件物品を、写真等で対比しながら、同一性・類似性・依拠性についてご説明ください。

※対象品が複数ある場合は、上記5. 及び6. を繰り返して作成ください。

7. 著作権の侵害について

以上、本件物品を例に述べたとおり、対象品（及び本件物品）には、本件著作物と同一性又は類似性を有し、かつ、本件著作物に依拠し、正当な許諾を得ることなく複製又は翻案されたイ号イラストが使用されていることから、対象品（及び本件物品）は、著作権法113条1項1号が規定する、「輸入の時において国内で作成したならば著作権の侵害となるべき行為によって作成された物」に該当する。

よって、国内において頒布する目的をもって対象品（及び本件物品）を輸入する行為は、申立人の著作権の侵害行為である（著作権113条1項1号）。

8. 結論

上記より、正当な権原・理由なく、国内において頒布する目的をもって輸入される場合、対象品（及び本件物品）は、関税法第69条の11第1項第9号が規定する「著作権を侵害する物品」に該当する。

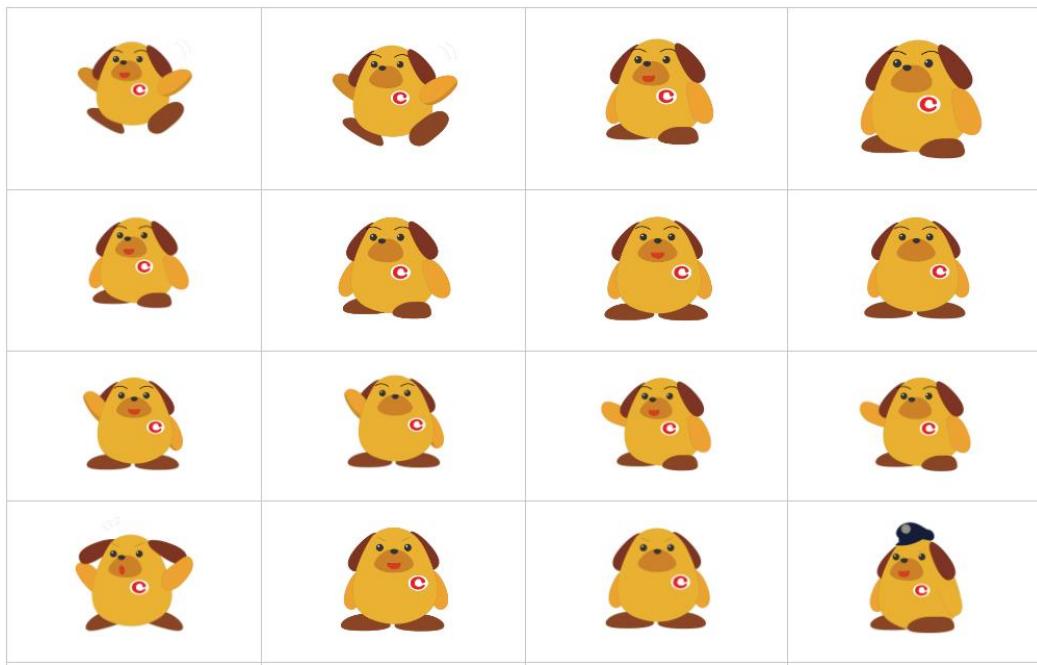
よって、申立人は、税関長に対し、関税法第69条の13第1項に基づいて、対象品

(及び本件物品) が輸入されようとする場合に認定手続を執るべきことを申し立てる。

以上

イラストのバリエーションの態様

【カスタムくん】



(●○)

